

第百三十二回国会 労働委員会 議 録 第 六 号

平成七年二月二十四日(金曜日)

午前十一時一分開議

出席委員

委員長 征山 登生君

理事 赤城 徳彦君

理事 長勢 甚遠君

理事 北橋 健治君

理事 岩田 順介君

理事 木部 佳昭君

住 博司君

田野瀬良太郎君

二田 孝治君

東 祥三君

鳩山 邦夫君

松岡満壽男君

池田 隆一君

永井 孝信君

出席国務大臣

出席政府委員

労働大臣 大臣 浜本 万三君

労働大臣官房長 伊藤 庄平君

労働省労働基準局長 廣見 和夫君

労働省職業安定局長 征矢 紀臣君

労働省職業安定局長 野寺 康幸君

労働省職業能力開発局長 中井 敏夫君

委員外の出席者

建設大臣官房地方厚生課長 増田 優一君

労働委員会調査室長 松原 重順君

委員の異動

二月二十四日

第一類第十二号

労働委員会議録第六号

平成七年二月二十四日

第一類第十二号

労働委員会議録第六号

平成七年二月二十四日

第一類第十二号

労働委員会議録第六号

平成七年二月二十四日

辞任

加藤 卓二君

粕谷 茂君

佐藤 孝行君

同日

辞任

栗原 博久君

住 博司君

田野瀬良太郎君

補欠選任

加藤 卓二君

粕谷 茂君

佐藤 孝行君

二月二十四日

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案(内閣提出第五六号)

は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案(内閣提出第五六号)

○笹山委員長 これより会議を開きます。

先刻付託になりました内閣提出、阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。浜本労働大臣。

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案

【本号末尾に掲載】

○浜本国務大臣 ただいま議題となりました阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案を御説明申し上げます。

去る一月十七日に発生した阪神・淡路大震災は、亡くなった方が五千名以上を数える未曾有の大災害となったところでございますが、雇用失業情勢に對しても深刻な影響を与えており、被災地においては、多数の失業者の発生が見込まれるところであります。

しかしながら、これらの地域における民間企業の労働需要につきましては、産業が本格的に復興するまで、当分の間、多くは期待できないのが実情であります。

他方、公共事業につきましては、道路、港湾、都市の復旧等の復興事業の需要が大きく見込まれておりまして、公共事業における労働需要は相当に大きいものと考へております。

このような状況にかんがみまして、被災して地元での仕事を求めている失業者の方々につきましては、その希望に應じて、できる限り公共事業において雇用の場を提供することが必要であると考へております。

政府といたしましては、このような考え方に立ち、本法律案を作成し、ここに提出した次第であります。

次に、その内容の概要を御説明申し上げます。

第一に、この法律は、阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に對処するため、当該地域において計画実施される公共事業にできるだけ多数の失業者が雇用されるようにし、その生活の安定を図ることを目的としております。

第二に、労働大臣は、被災地域のうち、多数の失業者が発生し、または発生するおそれがある地域を指定し、その地域において計画実施される公共事業に、当該地域内での公共事業を行う者は、その比率に該當する数の被災失業者を雇入れなければならないこととしております。

なお、この法律は、施行の日から五年を経過した後効力を失うものとしております。

以上、この法律案の提案理由及び内容の概要につきまして御説明申し上げます。

何とぞ、御審議の上、速やかに御可決あらんことをお願い申し上げます。

以上でございます。

○笹山委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

質疑の申し出がありますので、順次これを許します。榊屋敬悟君。

○榊屋委員 ただいま趣旨説明がございました今回の阪神・淡路大震災に対する特別措置法案につきまして、質疑をさせていただきます。新進党の榊屋敬悟でございます。

最初に、新進党といたしまして、今回の阪神・淡路大震災については、特に雇用の安定と創出を図るということで緊急の課題であるというたし、雇用保険あるいは雇用対策法等に基づく施策の弾力的な運用、これにあわせて、ある意味では公的労務という言葉まで使いついて、雇用創出等を検討してもらいたい、こういう要望を行ってきたわけでございます。

今回の特別措置法案は、そうした雇用創出という観点からも一定の役割を果たすものだというふうに評価をいたしております。特に雇用問題、雇用の創出につきましては、震災に伴います失業が

相当今後出てくるであろうということを強くマスコミあたりからも懸念をされております。そういう意味では、一日も早くこの特別措置の実施というものを望むものでございますが、一点だけ、今回の特別措置法案で言われております吸収率という言葉なんですが、我が新進党といたしましてはやはり抵抗を感じざるを得ません。法律ですから、法律の用語ということはあるのでありましようが、震災の中で苦しんでおられる方々の存在を考えますときに、今回、対象は恐らく日々雇用の方々だろうと思うのですが、吸収というような言葉で取り扱われるということについては大変に私ども苦慮をしております。

そういう意味では、法の運用に当たりましては、吸収率というような言葉ではなくして、例えば優先雇用というような言葉でありますとか、あるいは法定の雇用率でありますとか、できるだけやばり、一番苦しんでおられる人々、失業者に対する対策なんだということをどうか御努力をいただきたいと最初にお願いを申し上げたいと思うのですが、大臣、いかがでございましょうか。

○征矢政府委員 今回の特別措置法案におきまして、御指摘のように吸収率という用語を使っているわけでございますが、これにつきましては、私どもの関係法律で地域雇用開発等促進法あるいは高年齢者雇用安定法等におきまして既に使用されておりました、いわば法律用語として確立したものであるため、法制局とも御相談申し上げたのであります。本法案におきましてそれに倣って使用しているということでございます。

ただ、先生御指摘のようなことがございますので、今後、被災失業者を初め関係の方々に対する制度の周知に当たりましては、用語の使い方に十分配慮し、適切な表現をしながら対処したいというふうに考えております。

○榎屋委員 今御説明の中で、今までの法の適用に当たって例もあることだということで御説明もございましたが、しかしながら、今回の大震災は我が国にとりましては戦後例のない震災でござい

ます。本当にそうした中で苦しんでおられる方々、一説では五万とか六万とか、いろいろマスコミで大きな数字が出てまいります。私は、こういう傾向に大変に苦慮をしているわけでございまして、政府としてはそうしたものにきちっと対応しておるのだということ、なおかつ、本当に人の痛みを理解をしながら、「人にやさしい政治」、こうおっしゃっている村山内閣でございまして、どうか過去の事例ということではなくして、大震災に遭われた方々、失業された方々、そうした心を本当におもんばかっていただいて、運用につきましては慎重な対応をお願い申し上げたいというふうに思っています。

この特別措置によりまして雇用が確保される方々は、今私、日々雇用だろうというふうに申し上げましたが、どういう業種が考えられるのか、公共事業それから就労形態というのはい体どういうふうになっているのか、あるいは確保された就労の中で労働条件等は一体どういうことなのか、その辺、ちょっと具体的なお話を聞かせたいいただきたいと思っております。

○征矢政府委員 この法律において対象とした失業者は、阪神・淡路大震災に伴い被災した失業者の方々を対象とするものでございます。したがって、それが離職者であってもあるいは自営業者であっても、就労を希望する方を広く対象とするものでございます。

対象となる公共事業につきましては、これは法律成立後具体的に指定をするわけでございまして、道路、港湾あるいは都市の復旧、住宅、工場施設等、これも広く十九事業を対象とする予定でございまして、また、具体的な職種といたしましては、これは無技能者である労働者を予定いたしております。

さらに、就業形態につきましては、これは有期雇用あるいは日雇いの形態が多いと思われまして、これにつきましては、基本的な考え方として、当該地域において震災後非常に深刻な雇用情勢にあって、なかなか地元でとりあえず働く場がない

という場合の唯一の手段として、現地に復旧工事があるわけでございますから、そういうところで働いていただくということでございまして。

それで、労働条件につきましては、これはまだ具体的な把握を必ずしもしているわけではございませんが、大阪あたりでの今言いました無技能者の方々について、大体一日一万三、四千円ぐらいというふうに聞いているところでございまして。

なお、一定の技能を身につけるといふようなことを支援するという観点から、公共職業訓練施設、公共の職業能力開発施設等におきまして、建設関連の技能労働者の養成に従来努めているわけでございますが、特に今般、この阪神・淡路大震災に際しましては、近畿地方を中心としまして、例えば移動式クレーンであるとかブルドーザーとかパワショベル等の災害復旧に必要とされる分野の職業訓練を重点的に実施いたしまして、そういう意味での技能者の養成にも努力をまいりたいというふうに考えております。

○榎屋委員 現場のお話を聞きますと、自分で店を経営している、その店がつぶれて本当に仕事がないというふうなそういう実態も伺っております。そういう意味では、これを新たな機会に転職というふうな方もいらっしゃると思います。単に日々雇用に限らず、今後常用雇用にかかわっていくようなそうしたきめ細かな対策もぜひお願いを申し上げたいというふうに思います。

それで、今回のこの特別措置の対象になる失業者でございますが、もちろん特別地域ということだろうと思うのですが、どうなんでしょうか、罹災証明が必要になるんでございましょうか。職安の窓口に行ったときの事務手続としての取り扱いをちょっとお伺いしたいと思っております。

○野寺政府委員 被災失業者の確認方法でございまして、まず、原則として平成七年一月十七日以降に失業した方であって、先生御指摘のとおり、特別地域内に居住する失業者、それから、同じく特別地域内で行われる事業に従事していた方というのが対象になるわけでございます。

確認方法は、原則として住民票でございまして、離職票等の客観的な資料によりまして確認するわけでございますが、現実にはそういったものがない場合が多いわけでございまして、そういう場合につきましても、手続を簡略にして弾力的に迅速に対応したいというふうに考えております。

○榎屋委員 今御説明がございましたけれども、大混乱の現地でございまして、弾力的なあるいは迅速な対応という御説明がございましたが、ぜひお願いを申し上げたいと思っております。

実際に既に新聞等で今回の特別措置が報道されております。一定の雇用を確保するんだというふうなことで報道されております。相当の方が期待をされておられると思うのですが、一説によると、先ほど申し上げたように五万から六万ぐらい失業者が出るのではないかと、あるいは既に一万ぐらいの方が職安で認定をされた離職票等をお持ちになっている、こういうお話も伺っております。

そういう意味では、今回のこの特別措置で、先ほど言われましたいわゆる無技能の日々雇用の方々、通常でも相当の数が兵庫県にいらっしゃると思うのですが、さらに今回のこの被災で相当な数にこの措置で救済をされるのか、大変に国民は期待をして見ているわけでございまして、今後のこの特別措置で大丈夫だということを大臣からぜひお答えをいただきたいと思っております。

○浜本国務大臣 委員御指摘のように、相当数の失業者が予想されるところでございまして、その多くの方々につきましては、当面雇用保険の失業給付で対処できると考えております。

今後、被災地におきましては、道路とか港湾、都市の復旧、それから住宅、工場施設等を目的とした公共事業の需要が相当見込まれると思っております。これにより相当のまた労働需要も創出されるものと期待しております。雇用保険の対象とならない失業者の臨時的雇用の場として大いに活用できるのじゃないかと思っております。

でございます。したがって、先ほど先生が言われましたように、これまで失業保険の対象になっていらつしやらない方も相当救済できると判断をしておるわけでございます。

○榎屋委員　それで、今大臣からもお話がありましたが、一日も早いこの特別措置の対応、先ほど話がありましたが、弾力的なそして迅速な対応をお願いをしておきたいと思ひます。

新進党におきましては、やはり公的就労ということも私も当初検討いたしました。今も検討いたしておりますが、やはり今回の特別措置は恐らく無技能の日々雇用ということですから、ある意味では公共事業のまさに底辺を支えるこうしたマンパワーを確保するという、実態としてはそういうものになるだろうと、それ以外の失業者も私はいらつしやるのではないかとふうに思つておるわけでございまして、なお新進党といたしましては、雇用創出について研究、検討を重ねていきたいとこのように考えておるところでございします。

今回のこの特別措置で、公共事業の事業主体、市町村あるいは国から県から発注を受けて受注をするその事業主体は、当然ながら法定の雇用率四〇％を達成しようということになるわけですが、これは実務的にはどういうレベルでこの数というのはチェックされるのか、雇用率がチェックされるのか、お伺いしたいと思います。

○野寺政府委員　公共事業につきましては、基本的には、国の金が入っているあるいは地方公共団体のお金が入っている事業というところになるわけでございまして、実際問題として、今回の復興に關してはどれぐらゐの事業が出るか、それは今回御審議いただく予算にも関係するわけでございします。私どもとしては、具体的に出来てまいります事業を請け負われる事業主ごとに必要な申請をしていただくということになるわけでございまして、どのくらい出るか、これからどのくらい出ても大丈夫なような対応をしてまいりたいと思つております。

○榎屋委員　今回の特別措置、今まさにどのくら

い出るかわからないという話でございました。本来でありましたら、政府として特別の措置を取り組むということになれば、当然ながら、対象はこれぐらゐだろうと、これぐらゐの事業規模を考えたいるんだと思うのですが、なかなか震災と本来の筋だろと思うのですが、なかなか震災というところで現在の失業の実態ということもまだつまびらかにされてないという御説明も受けております。

しかしながら、ぜひこれは一日も早く、一たん新聞に出てしまつと大変に現場は混乱するとか、過度の期待をされても困るという消極的なこともあるでしょうが、私は、やはり震災対策として特別措置をやるのであれば、これぐらゐの事業を政府は考えていますよというふうなそういう数字的なものも、出せる段階ではできるだけ早く出していただく。そうしないと、どうしてもマスコミがいろいろな数字を出してまいりまして、憶測を呼び混乱も出てくるわけでございまして、そういう意味では、この事業の周知徹底にあわせまして、こうしたふうにごうした方向で事業を考えているんだというふうなものはできるだけ早くお示しをいただきたい。これはお願いをしておきたいと思ひます。

もう一つは、この被災失業者の雇用、これをやつていきましよう、システムとして職安から紹介をしていただいて四〇％を確保しようということとございしますが、法律を見ますと、雇用しなければならぬと、こうなつておりますが、これはペナルティーとかというものはあるのでしょうか。

○野寺政府委員　本制度は、事業主に雇用する義務を課するものでございしますけれども、事の性格上、ペナルティーを科してやるということにはなつておりません。ただ、制度を設けます以上、この制度が実質的に効果が上がりますようにいろいろな形でPRをさせていただきますが、事業主の方々にこの趣旨を十分御理解いただいて、雇用の場を広げていただくようお願いしてまいりたいと思ひます。

たいと思つています。

○榎屋委員　今まさに御説明がございましたけれども、この制度そのものはペナルティー、罰則等ではないということとございまして、そういう意味では当然ながら法律で雇用の義務は明確にされたわけとございしますが、実態、それをそのまま実施できるかどうか。その担保は、まさに国や地方公共団体、公共事業ですから、やはり発注者の権限といひますか立場が強いと私は思ひます。当然ながら公共事業ですから、工期そして事業計画があり、その中で当然中間の支払いがあつたり実績に応じて支払つたりということ、こういう事務手続が続くわけでございまして、そうした事務手続の中で今回の特別措置がどの程度実施されているのか、私は、事務担当者同士で十分確認もできるだろうというふうに思ひます。

そうしたことをできるだけ迅速にやるということと、事細かな規定は設けられない、この趣旨は理解できるわけでございしますが、やはり逆に国や地方公共団体は強い指導性を持ってこの制度の趣旨を徹底をいただきたい、民間の事業主等に対しても徹底をいただきたい、これをお願いしておきたいと思ひます。特に建設省さんあたりにおきましては、公共事業、港湾の事業等もあつてございします。ぜひお取り組みをお願いしたい。労働省サイドからもそうした指導性について徹底をお願いしたい、このように思つてございしますが、いかがでしょうか。

○征矢政府委員　御指摘のとおりでございまして、今回お願いいたしました法律案によりまして一定の枠組みをつくり、請け負う事業主の方に義務規定を設けているわけでございしますが、この制度を適切に運用していくためには、関係者の方々十分御理解、御協力をいただくことが対処しませんが、この実効は上がらないわけでございします。

そういう観点から、この法案の円滑な施行に当たりましては、公共事業の工事の実施予定の事前把握あるいは発注者の本制度に対する理解と協力

が極めて重要であるということとございまして、公共事業主管官庁あるいは地方公共団体との密接な連携を図り、制度の効果的な運用に努めてまいりたいというふうに考えております。

○榎屋委員　これは強くお願いをしておきたいと思ひます。ペナルティーがない以上、恐らく現場は公共事業発注に対して相当今から混乱をするだろう。特に復興が始まる今からしばらくの間、相当現場において混乱があるだろう。変な話、もう少し小さいことは言うな、もういいじゃないかというふうな取り扱いもあるのではないかと私は大変に苦慮いたしております。どうか制度の趣旨徹底について御努力をお願いしたいというふうに思ひます。

最後になりますが、今回、この特別措置によりまして、地元の被災をされた失業者の方々、特に日々雇用という形になると思ひますが無技能の方々が、これで一定の職の確保ということができると思ひますが、もう一つ、やはり恐らく今後、大手ゼネコン等の事業活動、大変不景気な中で震災景気というふうな言葉がもう既に出ておりますけれども、相当大手のゼネコンあたりの活動も活発になるのではないかとふうに私は思つております。

そういう意味では、地元の労働者を確保するという、失業者に職をというこのシステムと、地元の中小企業あるいは零細企業、公共事業にかかわる下請、孫請という形で入ってくる形もあろうと思ひますが、やはりそうした企業を、公共事業で地元の企業をしっかりと使つていただくということも私は大事なことでないかというふうに思ひます。全国のゼネコンさんが今熱い視線を兵庫にお向けになつてゐるという実態は私は多分あるだろうと思ひます。そういう意味では、恐らくゼネコン、ピラミッド形の労働の集約といひますか、労働者の確保という体制が既に既存のものがそれぞれあるだろうと私は思ひますが、そうした枠をも乗り越えて、労働者だけではない、失業者だけの確保だけではない、事業主、地元の企業を

しつかりこの公共事業の中で使っていたら、こういうお取り組みもぜひお願いをしたい、必要なことではないかというように思うわけですが、建設省さん、きょう来られていますか、ひとつお願いしたいと思っています。

○増田説明員 建設省でございます。お答えいたします。

建設省におきましては、従来より、地元の中小企業者の受注機会の確保という観点からは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律あるいはその法律を受けました毎年度の閣議決定に基づきまして、受注機会の確保につきましても可能な限り努力してきているところでございます。

例えば、工事の規模に応じてランクごとのふさわしい企業を指名する発注標準というのがありますが、それを遵守するよう指導しておりますし、また、可能な限り分離発注というものも行っておりますし、また、共同企業体をぜひつくっていただいて、それによってより大きな工事を受注していただくということで指導してきているところでございます。

それから、先ほどありましたように、特に今回の震災の応急復旧ということになりますと、工事は、例えば地元の地質の問題、あるいは迅速にぜひ施工しなければいかぬということから、従来にも増して地元の中小企業者に対する期待も私も非常に多く持っております。そういった観点から、できるだけ地元の建設事業者の指名ということにつきましても私も私としても努力してまいりたいと思います。

先ほどございましたように、今回、高速道路の倒壊に見られますように、かなり大規模な工事というのが目につくわけでございます。そういう意味では大手のゼネコンということも当然あるわけでございますが、必ずしも大企業だけではございませんで、ごらんのようによく多くの道路にクラックが入っております。あるいはまた損壊した橋梁の裁断、撤去というような、地元の中小

建設事業者にもふさわしい工事が非常に多くございます。そういった意味で、ぜひ今後とも、私どもといたしましては事業の効率的施行ということに十分意を配しながら、地元の中小建設事業者の受注機会の確保ということに努めてまいりたいと考えております。

○樹屋委員 ありがとうございます。ぜひそうしたお取り組みをお願い申し上げたいと思います。

最後になりましたけれども、やはり今回の特別措置は、まさに公共事業の下支えをする、そういうマンパワーを確保しようということでございますが、聞くところによりますと、随分大阪周辺の労働者も移動されておられる。そして、中には事業主がピンはねをするとか、痛ましい話も漏れ聞こえております。そういう意味では、この事業、先ほどお願いしたように、しっかりと趣旨を徹底していただいて、失業されている方を救済できるような一日も早いお取り組みをしっかりとお願いしたいというのを最後にお願いをし、質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○笹山委員長 永井孝信君。

○永井孝委員 今回のこの法律案の提案に当たって、大臣を初めとして労働省の皆さんが大変汗をかいていただきましたことに深く敬意を表しておきたいと思うわけであります。

実は、この二月七日にこの委員会におきまして、災害問題で事実上集中的な審議が行われました。その委員会におきまして、被災地域での復旧、復興作業は大規模な事業となると思うが、その際、現地に広がっている雇用不安を解消するためにも、被災失業者を優先して雇用されるような仕組みをつくるべきではないかと私は強くお願いをいたしました。これに対して浜本労働大臣は、しっかりとそれを受けとめて積極的な検討をしていきたいというお約束をいただいたわけでありまして、本日その結果がこの特別措置法案として示されたものとして私は理解をいたしております。それだけに、その御努力に深く敬意を表したのであります。

短時間の間に取りまとめたいただいたわけでありまして、それだけに御苦労もあつたわけでありまして、なお、幾つかの点にわたつてこの際質問をさせていただきたいと思うわけであります。とりわけ村山内閣の大きな看板であります「人にやさしい政治」、これを労働省に置きかえて言えば、人に優しい労働行政の、その姿勢を示す法律となつて、実効が上がるようにしてほしい、こう思うわけであります。

そこで、労働省は、被災地域に特別相談窓口などを設置してもらつてさまざまな相談を受け付けていただいておりますが、前回、七日の日に質問したところよりもさらに雇用状況が悪化していると思うのであります。新規採用予定者の内定取り消し問題を含めまして、現在の雇用失業状況についてまず伺つておきたいと思ひます。

○征矢政府委員 被災地域に特別相談窓口を設置いたしました雇用にかかわるさまざまな相談を行つてきていますところでございます。事業所、退職者からの相談件数は、二月二十日現在約三万三千件に上つております。二月七日以降相当相談がふえております。相談の内容を見ましても、雇用調整助成金に関するものが約八千件、失業給付の支給に関するものが約二万件というような内容になっております。今後とも被災地における雇用失業情勢は予断を許さない厳しい状況にあると考えております。

また、二月二十日現在、被災地の新卒者の採用内定の取り扱いにつきましては九十社五百七十六人に対する相談が行われておりまして、公共職業安定所による指導等を通じて十三社五十五人につきましては採用内定取り消しを回避することができましたが、残念ながら十八社八十八人につきましては採用内定の取り消しの確認がされておりました。新卒者に関しましては今後の動きを注視していく必要があるわけでございます。

それで、この点につきましては、この前の御指摘も踏まえまして、新規学卒者をできるだけ採用内定取り消しをせずに四月以降採用していただく、こういう観点から、雇用調整助成金をこの新規学卒者に適用するという考え方で立法措置を、これは財政支援特例法の方で一括法でお願いしているところでございます。

いずれにいたしましても、復旧には相当長期間を要すると見込まれますので、雇用への影響も相当地に配慮されるのであります。引き続き、被災地におきまして雇用失業情勢の確かな把握に努めつつ対策を実施してまいりたいというふうに考えております。

○永井(孝)委員 今も答弁がありましたように、日を追つて雇用状況は悪化をしております。法が極めて実効力をもたらすためのといひますか、効率的な施行ということが求められていくわけでありまして、残念ながら現地においては、民間の産業が直ちにともどおり復興するということがなかなか難しいと思ひます。しかし他方で、最前の委員の質問に大臣が答へになりましたように、道路とか港湾とか都市の復興など公共事業そのものについては相当程度の雇用の創出が見込まれる、このように私も理解をするわけであります。

そこで、この法案は、公共事業に一定の雇用労働者の吸収率を設ける、そのことが大きな目的になっているわけでありまして、この地元の雇用の場を提供することを目的としたその吸収率というのはどの程度をお考えになつていらっしゃるのか、明らかにしてもらいたいと思ひます。

○野寺政府委員 吸収率は労働大臣が定めるところになっておりますが、現在のところ四〇％を想定しております。今後復興のための公共事業が大量に見込まれますので、そういった率によりまして大量の労働需要が雇用されることが可能になるというふうに考えております。

○永井(孝)委員 その四〇％というのは、どの程度の復興事業でどの程度の労働者が必要なのかという数字はまだまだ明らかになっておりませんけれども、総トータルの四〇％ですか。

と言われてきた職場に相当するような分野にこの問題が、この雇用の対象者が絞られてくる可能性がある。これで果たして必要な労働力を確保することができるか、あるいは雇用を求める側の期待にこたえることができるかという心配が片方であるわけですね。

○野寺政府委員 そのとおりでございます。
○永井(孝)委員 じゃそこは、そのように確認を
違ひございませんか。

急に実施することが必要であること、あるいは協力
の要請は事実上行うことも可能であること、そ
ういうようなことを考慮いたしまして、今般の特
別措置法につきましては、公共事業におきます雇
用義務のみを規定することとし、民間のたゞいま

るわけですね。

だから、今の御答弁にありましたような内容だけではなくて、もちろんそれぞれの企業については専門職や管理職を含めていろいろな人材を持っているわけですが、その本来想定しておられないような分野にまでできるだけ踏み込んだ雇

○永井(孝)委員　じゃそこは、そのように確認をさせていただきますして、さて、本日国会に提出されました第二次補正予算、きょう審議を予算委員会ですされるわけでありますが、その中に特別の財政援助等に関する法律案というのがございます。これは災害特で審議をされるようでありますが、

用義務のみを規定することとし、民間のたたいに申し上げましたような復興事業の実施につきましては、御指摘の趣旨も踏まえて関係者に協力を求める形で行政指導を行うことによって対処してまいりたいというふうに考えております。

○永井孝委員 法律では、今言われましたよう

用の確保ということにやはり労働者は目を向けて
いかないと、三区だけの、どういいますか、てこ
入れということになったのではまずい、こう思う
のですが、どうですか。質問の趣旨がよくわかり
ませんが、わかりますか。

その施策を見ますと、公共土木関係では補助率が十分の八、社会福祉法人の社会福祉施設関係にも十分の二、高率の事業並みの補助が行われることになってゐるわけですね。公共施設関係では同じく三分の二、さらに商店街の振興組合等民間施設設

に公共事業と表裏一体をなす施設である。だから公共事業に限定した、これはわかるのです。ただ、労働行政のあり方として、じゃこの法律をつくったが、民間のそういう事業については、復興については一定の特別の補助は行わないだけではないか。

つきましては、御趣旨のとおり、先ほども申し上げましたように、極めて厳しい被災地の状況の中で、当面の仕事としてはつきりしておりますので、災害復旧の公共事業、これはたくさん出る、

關係にも二分の一の補助また特別の財政援助を行ふことになっているわけでありますが、この法律では、「公共事業」として「国及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補

もそれについては法律に盛り込まれていないから、
らどうぞ御勝手にということでは、労働行政が成
果を上げることができないと思いますから、今の
答弁で、配慮を行って対処してまいりたいという
ことでありますから、それはそれでいいというこ

ただ、全部焼く野原になっておりまして、できるだけ早い復旧といえましてもなかなか事業の再開ができない、こういう状況の中でのいわば臨時的な、とにかく働ける場所で働きたいと希望する方についての対策だ、こういうことでございます。

この中に、公的な援助を受けて行われる民間の復興事業についても、公共事業に準ずるものとし、助により地方公共団体等が計画実施する公的な建設又は復旧の事業」、このように規定されているわけですね。

例えば、阪神高速道路公団とかあるいはJＲの橋梁の復興とか、これらはこの法律の対象になっていないわけでしょう。なっていないのだけれども、そういうものも法律の生かされていないところがある。

したがって、先生御指摘のように、そういうもののみならず民間におきましてもろもの事業、例えば公的な援助等もある程度受けている事業、そういうようなものについてもできるだけ地元の希望する方についての雇用を進めていく、これもやや

て、被災失業者の雇い入れに關して協力を求めることができるようにすべきではないかと思うのでありますが、それはどうでございますか。

○征矢政府委員 民間の復興事業でありまして、今般の被災地の復興に向けた一連の財政上の

もその公園やJTBの性格からいって、半官半民みたいなもので、とりわけ政府の方からすれば影響を行使しやすい対象である。少なくともそこら力を使ひやすい対象である。少なくともそこらぐらひは、法律に盛り込まれていなくてもこれに準じて、一定の復興作業については吸収率を設定

○永井(孝)委員 事細かくやりとりすれば時間が足りませんので、質問の仕方でも不十分だし、お答えする方も時間の関係でなかなか十分にお答えでうに考えております。

ものにつきましては、被災失業者の雇用の場として協力を求めることができるようにすべきであるという御指摘の趣旨は、大変重要なことであるというふうに考えております。

か、こう思うのですが、どうですか。

○征矢政府委員　御指摘の点ごもっともでございます。ただいま御指摘のような半官半民でやっている公団等につきましては、今回のこの法律の

すが、最前の委員の質問の中で、対象地域の中身が説明をされました。対象地域外に居住する者で

しかしながら、被災失業者に関する雇用割合の設定につきましては、本日国会に御提出いたしました第二次補正予算に盛り込まれている復興のた

趣旨をよく御説明いたしましたので、これに基ずく形での協力を求めていくという考え方で対処いたしたいと思います。

○永井委員 現地の期待が大きいだけに、雇用不安をなくするためにという前提で懸命の努力をされていますが、さらにしてほしい。

あえて申し上げるならば、この間の、私の七日の日の質問に対して、大臣はこのようにお答えになりました。労働省のあらゆる政策手段を用いて全力で取り組む、これは大臣の御答弁であり、す。したがって、この復興事業というのは総合的なものでなければならぬわけであり、もちろん雇用失業問題についてもその立場から対応されてきているわけです。そこで、国が特別に財政上その他の援助を行う事業については、当然国民や被災者の共感を得られるようなものでなければならぬ。そこで私は大臣にその決意をこの前伺ったわけであり、それが、それぞれさまざまな形で雇用面についても、当然、今御質問申し上げましたように、一体的なものとして配慮していただきたいと思います。

そこで、私はあえてこの七日の日の質問で申し上げたことをもう一回申し上げるのですが、ここにもう一回あのときの新聞を持ってまいりました。この雇用問題、こんな大きな活字で書かれているわけですね。あるいはこの間の予算委員会の分科会でも新聞をお示ししました。これはごく一部の新聞のことを言っているわけであり、大変な大きな活字が躍っておりまして、被災地では雇用に対する不安がより高まってきたわけですね。これによって高まってきた。そして、この委員会でも各委員からいろいろな質問があつて、労働行政がこの新聞に書かれているようなことと、きなく、一生懸命やっていると、これも明らかになっている。

職安で、この失業問題あるいは雇用給付の問題を相談を持ちかけていっても相手にされないというふうな、こんな見出しを見て労働者がより不安を高めていったわけであり、そうではないという、この委員会でも明らかにされて、この新聞記事やありませんけれども、その中に書いてあることは実際にやっていることは全く違

ますよということ労働省の方が明らかにしたわけですね。ところが、この後の新聞を見ますと、例えばこの職安で相手にされない、悲痛な叫びが次々に出てくるというふうに新聞記事に書かれている。その同じ新聞社のその日の夕刊、明くる日の朝刊を見ても、このことに対して、国会でそのことが明らかにされた、このように対応していますというところは一言一句書かれていない、報道されていない。

私はあのときに、労働省が一生懸命やっていることについては積極的に被災者の皆さんに知ってもらい、周知徹底できるような方法を講じるべきである、そのことが不安を除去する大きな力になるというのを繰り返して申し上げてきたのです。それぞれ努力はされているのであり、もうけられ、事実と仮に違ったことが大きく報道されて、皆が不安を持っている。そうではないということ、皆が明らかにしたことに、これは、全く新聞を通して知ることができない、テレビを通して知ることができない。これじゃ片道切符なのです。だから、労働省の対応については、もっとしっかりと被災者の皆さんに周知徹底できるようにすべきだということを申し上げてきているのですが、マスコミというものの力は物すごく大きい。だとすると、マスコミ対策は極めて重要な課題だと受けとめて労働省は対応すべきだと思

○征矢政府委員 御指摘の点もごもっともでございます。私どももできるだけ広く周知するということ、立派な、出先の相談窓口での相談は、もちろん、リーフレット、パンフレットのたぐいにつきましても数十万部印刷いたしました配布する、あるいは新たな制度の枠組みをつくる際には、これについては記者発表いたしました記事にしているわけ、こういうふうなことで努力いたしているわけ

でございますが、なお御指摘のように不十分でありまして、なかなか周知徹底しない面がございます。

したがって、今後、さらに周知徹底するようになさる工夫、努力をしたいと思います。

○永井委員 時間が参りましたので終わりますが、せっかくこれだけの特別措置法を頭張って短期間のうちに上り上げていただいたのでありますから、この法律がすばらしい成果を生むように、ひとつ大臣を先頭に労働省が取り組んでいただきたいと思います。このことを御要望申し上げて、終わります。ありがとうございます。

○笹山委員長 寺前議員。

○寺前委員 先ほど大臣の提案理由説明を聞きまして、公共事業における労働需要は相当に大きいものと考えられる、被災して地元での仕事を求められる失業者の方々につきましては、その希望に応じてできる限りこの事業に雇用の場を提供したいのだ、こういう趣旨でこの法律をつくったのだ。

こういうようなことは今に始まったことではなくして、従来にもありました。公共事業について、昭和四十七年に告示されている沖縄振興開発特別措置法第三十九条第一項に基づく事業で、吸収率は六〇％としておやりになった。同じく昭和四十七年に労働省告示第四十号で出ている高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第二十二条第一項によって、やはり失業者吸収率を四〇％というふうに位置づけられました。さらに、昭和五十八年、労働省告示第五十五号、地域雇用開発等促進法第十九条第一項によって、失業者吸収率四〇％と位置づけられました。

収率制度の実績でございますが、これは一番新しい数字が平成六年の七月から九月の集計ということになります。この間、制度を適用されました地域におきまして使用延べ人員が二十七万三千七百二十五人、それからこの吸収率制度によりまして吸収されました延べ人員は一万一千四百十三人ということになります。これを単純に率で計算しますと、四・二％でございます。

○寺前委員 そうすると、六〇％なり四〇％なりの吸収率、こう告示を労働大臣がしたわけですが、これも、実態は四・二％ということになると、これは値打ちがあったというわけにはいかないと、四・二％でございます。

労働大臣として、今度の告示で恐らく四〇％というところになるでしょう、新聞にはそういうふうな既に報道されていますから、とすると、過去のこういうようなことになったのでは、法律はつくったけれども実態は違ふでは、これは被災民に対して申しわけないことになるのではないかと。そこを絶対にそうさせないという保障はどのように考えておられるのか、御説明いただきたい。

○野寺政府委員 御指摘のとおり、本制度につきましてこれをどのように活用するかが課題でございます。ただ、事態をよく見てみますと、手持ち労働者を持っている事業主に対して、その手持ち労働者を解雇してまで被災失業者を雇えということとは、これは筋が通らないわけでございます。したがって、手持ち労働者以外に必要となる人というのを対象にして、そこに被災失業者を吸収していただくというのが制度のねらいでございます。

ただ、いずれにしましてもこの制度をつくり出す以上は、先ほど申し上げましたとおり、被災失業者はもとより事業主の方にも十分この制度を理解していただきまして、できる限りこの制度が被災地の雇用に役立つように活用してPRしてまいりたいというふうに思っております。

○寺前委員 大臣は六〇％なり四〇％と言いますが、実際は四・何％であったというこの事実を過去

また、今後、職業安定機関との連携を密にしな

な全国チェーンの企業で、パートの労働者が六百人、三十人退職強要をやられているというのが載って

設住宅の建設の状況から見たってそうなります。そうすると、この際に、そういう面倒を見ると

ります。問題は、どのようにしてその効果を発揮させるかという問題でございますが、これは公共事業を発注する発注者並びに受注される受注者に対して積極的に労働省の方からお願いを申し上げまして、被災者の方の就労の確保をしていく以外にないのじゃないか、かように思っているような次第でございます。

○寺前委員 せっかくの機会でしたが、時間がもう終わりましたので、やめさせてもらいますが、大臣、ぜひ実効あるように責任を持ってお仕事をなさることを心から期待申し上げます。

○笹山委員長 以上で本案に対する質疑は終局いたしました。

○笹山委員長 これより討論に入るのでありますが、申し出がありませんので、直ちに採決に入ります。

内閣提出、阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○笹山委員長 起立総員。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

お諮りいたします。

ただいま議決いたしました法律案に関する委員会報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと認める者あり〕

○笹山委員長 御異議なしと認めます。よって、そのように決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○笹山委員長 次回は、公報をもってお知らせすることとし、本日は、これにて散会いたします。

午後零時七分散会

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案

阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法案

平成七年三月九日印刷

平成七年三月十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

C

(目的)
第一条 この法律は、阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に対処するため、当該地域において計画実施される公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図ることを目的とする。

(被災失業者の公共事業への就労促進)

第二条 労働大臣は、阪神・淡路大震災を受けた地域として被災災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第五十号)第二十五条第一項本文の政令で定める地域のうち、多数の失業者が発生し、又は発生するおそれがある地域として労働大臣が指定する地域(以下「特別地域」という。)において計画実施される公共事業について、その事業種別に従い、職種別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの被災失業者の数との比率(以下この条において「吸収率」という。)を定めることができる。

2 この条において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 公共事業 国及び特別の法律により特別の設立行為をもつて設立された法人(その資本金の全部若しくは大部分が国からの出資による法人又はその事業の運営のために必要な経費の主たる財源を国からの交付金若しくは補助金によって得ている法人であつて、政令で定めるものに限る。)(次項において「国等」という。)

二 被災失業者 次に掲げる失業者であつて、平成七年一月十七日以後に失業したものをいう。

イ 特別地域内に居住する失業者
ロ イに掲げる失業者以外の失業者であつて、特別地域内で行われる事業に従事していたもの

3 吸収率の定められている公共事業を計画実施する国等の機関又は地方公共団体等(これらのものとの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において「公共事業の事業主体等」という。)(は、公共職業安定所の紹介により、常に吸収率に該当する数の被災失業者を雇い入れていなければならない。

4 公共事業の事業主体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の被災失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

5 第一項の規定による指定は、同項に規定する措置を講ずべき期間を付してするものとする。この場合において、当該期間を延長する必要があると認められるときは、当該期間は、延長することができるものとする。

6 前各項に定めるもののほか、吸収率の定められている公共事業への被災失業者の吸収に関し必要な事項は、労働省令で定める。

第三条 高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二十二條の規定及び地域雇用開発等促進法(昭和六十二年法律第二十三号)第十九條の規定は、特別地域である地域については、適用しない。

2 特別地域が高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第二條第四項に規定する特定地域である場合における前条の規定の適用については、同条第二項第二号中「失業したもの」とあるのは、「失業したもの(高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)第二條第二項に規定する中高年齢失業者等を含む。)(とする。

附則
第一条 この法律は、公布の日から施行する。(育児休業等に関する法律の一部を改正する法律の一部改正)

第二条 育児休業等に関する法律の一部を改正する法律(平成七年法律第 号)の一部を次のように改正する。

附則第十九條のうち、労働省設置法第十條第一項の改正規定中「中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律」を「阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」に改める。

(労働省設置法の一部改正)
第三条 労働省設置法(昭和二十四年法律第六十二号)の一部を次のように改正する。

第四條第五十一号中「及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)」を、「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)及び阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法(平成七年法律第 号)」に改める。

第十条第一項中「及び中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律」を、「中小企業における労働力の確保のための雇用の改善の促進に関する法律及び阪神・淡路大震災を受けた地域における被災失業者の公共事業への就労促進に関する特別措置法」に改める。

(この法律の失効)
第四条 この法律は、この法律の施行の日から起算して五年を経過した日に、その効力を失う。

理由
阪神・淡路大震災を受けた地域における多数の失業者の発生に対処するため、当該地域において計画実施される公共事業にできるだけ多数の失業者を吸収し、その生活の安定を図る必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。